

現行の基金制度について

環境省 環境再生・資源循環局
不法投棄原状回復事業対策室

目次

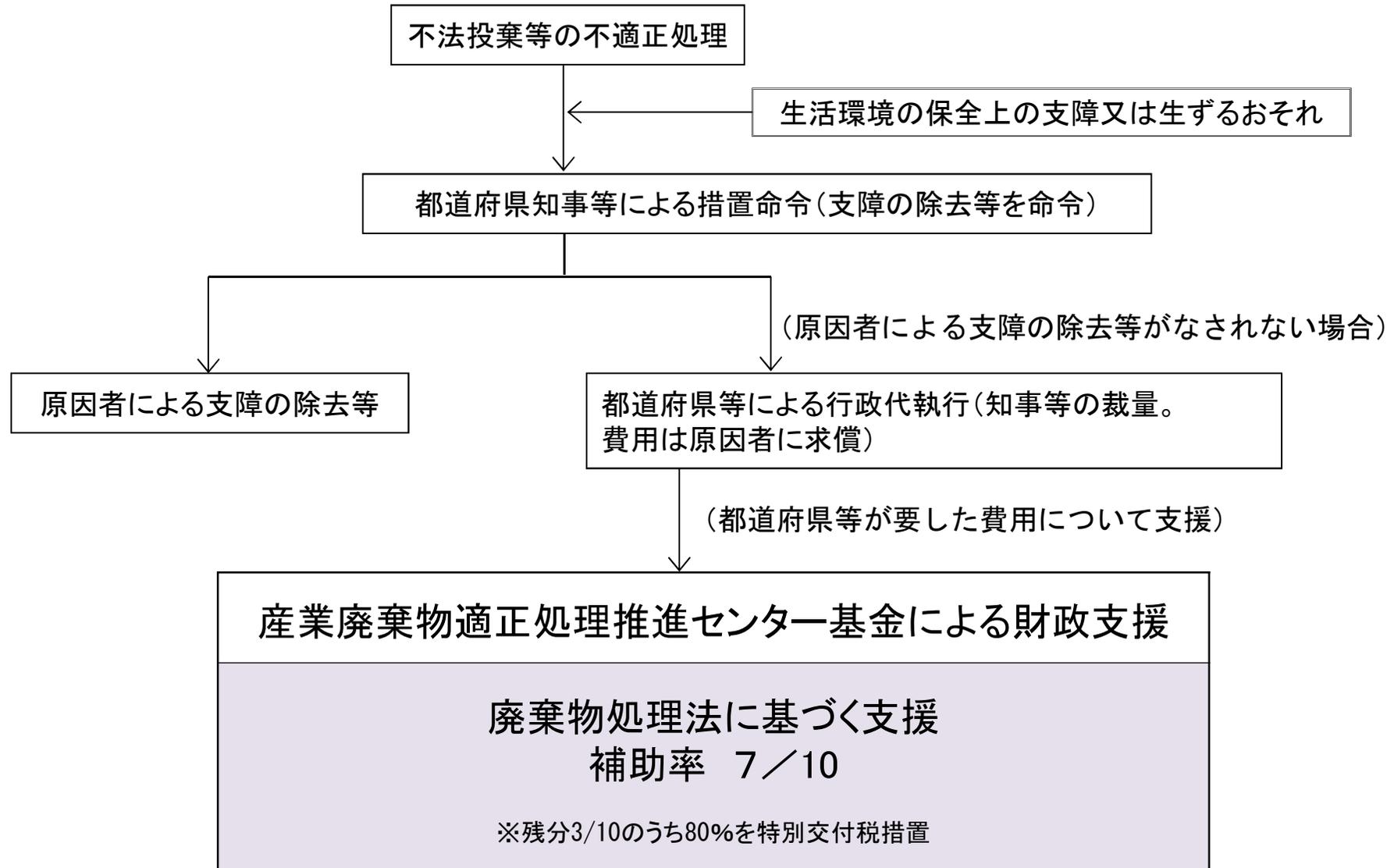
1. 基金の概要
2. 基金の活用状況
3. 基金への出えん状況

1. 基金の概要

2. 基金の活用状況

3. 基金への出えん状況

不法投棄等の支障除去等について



不法投棄等の支障除去等事業への支援措置

○産業廃棄物適正処理推進センターによる協力

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

[廃棄物処理法第13条の13]

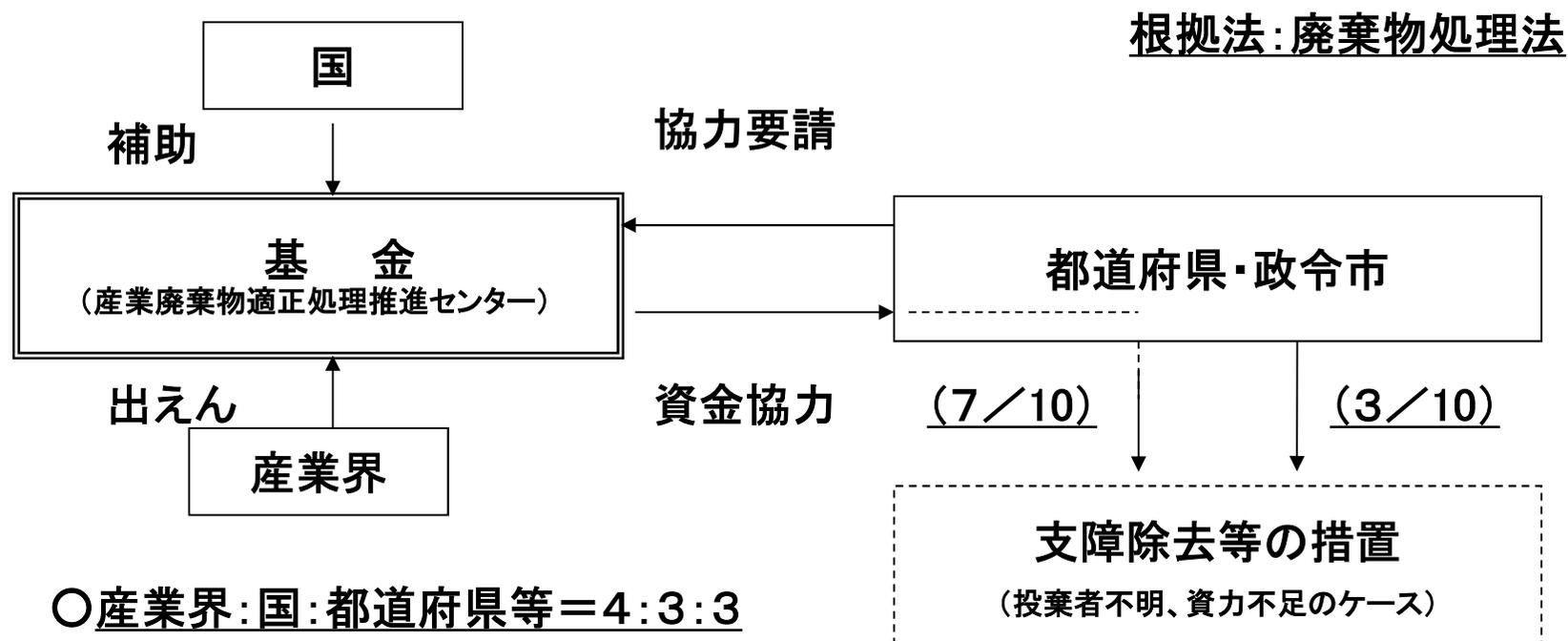
適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(中略)

五 産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。

不法投棄等の支障除去等事業に対する財政支援

(平成10年6月17日以降に発生した事案)



〔廃棄物処理法第13条の15〕

適正処理推進センターは、第13条の13各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。

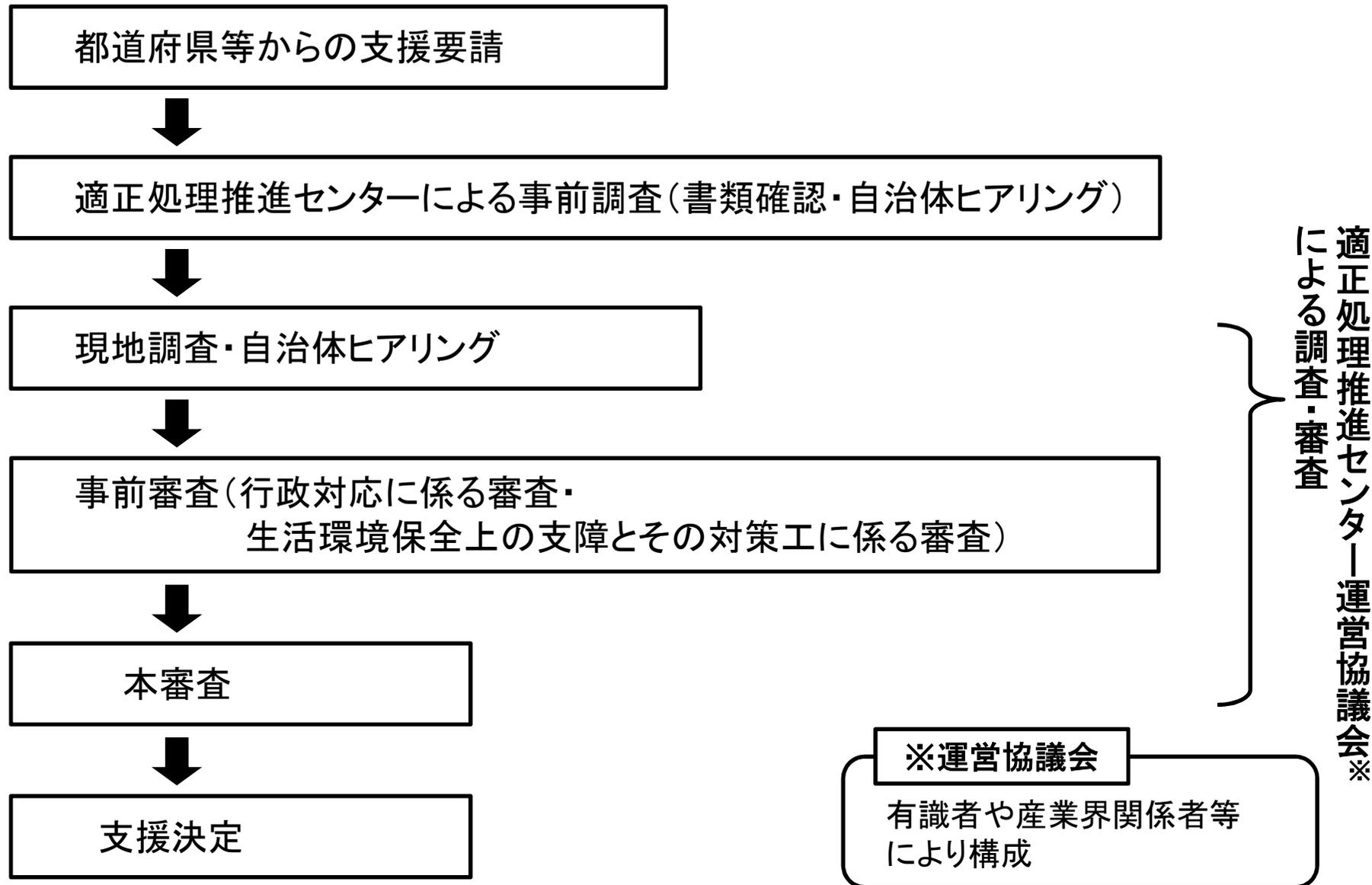
2 環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

基金制度の効果

- 行政代執行費用の財政負担が多大であるからといって躊躇することなく、行為者等に対し迅速に措置命令を発出できること。
- 他県から入ってきて不法投棄等された産業廃棄物になぜ地元自治体の財源を充てて支障除去等を行うのかという指摘に対し、産業界による基金への協力があって支障除去等事業が成り立っているということを十分に説明することで、地元関係者の理解が得られやすくなっていること。また、不法投棄等の撲滅に向けた産業界の取組姿勢への信頼感や評価にもつながっていること。
- 支障除去等が必要となるのは、不法投棄等が全体の適正処理システムからはみ出た結果によるものであり、行為者等が不明又は資力不足の場合に、支障除去等事業に対して必要な支援を行う仕組みを整えることで、行政対応の幅が広がり、適正処理システムを補完できること。
- 行政対応に大きな問題があることが確認された場合には支援の対象としないとされていることが、都道府県等にとっては迅速な措置命令の発出などに向けた動機づけとして働くこととなり、未然防止や早期対応の観点からも有効に機能していること。

1. 基金の概要
- 2. 基金の活用状況**
3. 基金への出えん状況

基金による支援に係る審査の流れ



基金の活用状況(種類別)

(令和2年3月31日現在)

廃棄物の種類	件数	支援額(単位:千円)	支援額割合
混合廃棄物	31件	2,753,486	48.3%
硫酸ピッチ等	52件	983,688	17.2%
廃プラスチック等	5件	687,105	12.0%
汚泥	2件	439,628	7.7%
廃油等	6件	236,342	4.1%
木くず	2件	231,032	4.0%
廃自動車ガラ	2件	169,885	3.0%
がれき等	3件	130,602	2.3%
動物のふん尿	2件	51,317	0.9%
シュレッダーダスト等	1件	15,159	0.3%
燃え殻	1件	6,605	0.1%
合計	107件	5,704,849	100.0%

※支援額割合については、小数点第二位を四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

平成27年度からの基金の活用状況(種類別)

(令和2年3月31日現在)

廃棄物の種類	件数	支援額(単位:千円)	支援額割合
混合廃棄物	5件	861,767	61.3%
汚泥	2件	439,628	31.3%
動物のふん尿	2件	51,317	3.7%
がれき等	2件	40,302	2.9%
燃え殻	1件	6,605	0.5%
廃プラスチック等	1件	4,954	0.4%
合計	13件	1,404,573	100.0%

※支援額割合については、小数点第二位を四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

基金の活用状況(年度別)

(令和2年3月31日現在)

事業年度	運営協議会開催回数	支援先	廃棄物種類	支援件数	支援額(千円)
H11~20	37回	兵庫県、大阪府、和歌山県、京都府、滋賀県、長野県、静岡県、石川県、山梨県、三重県、高知県、青森県、豊田市、茨城県、千葉県、宇都宮市、福岡市、愛媛県、神戸市、川崎市、福岡県、埼玉県、松山市、山形県、横浜市、姫路市、徳島県、岡崎市、鳥取県、岩手県、北海道、愛知県、神奈川県、群馬県、福井県、岡山市、札幌市、奈良市	硫酸ピッチ等 がれき等 廃プラスチック等 混合廃棄物 廃油 木くず 廃自動車ガラ	52件 1件 3件 10件 3件 2件 1件	2,710,761
H21	1回	三重県、山梨県、福岡県	混合廃棄物	3件	150,721
H22	5回	静岡県、大分県	廃油 混合廃棄物	1件 1件	94,604
H23	4回	仙台市、群馬県	廃自動車ガラ等 廃プラスチック等	1件 1件	181,851
H24	4回	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県	混合廃棄物	5件	399,948
H25	3回	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県、大津市	混合廃棄物 シュレッダーダスト等 廃油、汚泥	5件 1件 1件	679,783
H26	4回	佐世保市、岩手県、千葉県	混合廃棄物 廃油	2件 1件	82,608
H27	4回	佐世保市、長野市、福岡県、青森県	混合廃棄物 がれき等	3件 1件	311,515
H28	4回	長野市、福岡県、青森県、松山市	混合廃棄物 がれき等 廃プラスチック類	2件 1件 1件	595,508
H29	2回	沖縄県	燃え殻	1件	6,605
H30	2回	長野県、山梨県	動物のふん尿 汚泥	1件 1件	151,003
R1	.3回	長野県、山梨県	動物のふん尿 汚泥	1件 1件	339,942
合計	73回			107件	5,704,849

直近の支援事案の概要1

【山梨県事案(平成30年度～令和元年度実施事業)】

- 静岡県の産業廃棄物処分業者のA社が、排出事業者から受け入れた産業廃棄物を適正に処理せずに混合肥料と称して、処分業の許可がないB社の管理地(山梨県北杜市)に運搬し、処分を委託した。処分を受託したB社は自社が管理する土地に当該産業廃棄物を野積みした。
また、静岡県の産業廃棄物処分業者であるC社は、排出事業者から受け入れた廃石膏ボードを処理したものを、肥料原料又は土壌改良資材と称して、廃石膏ボード粉等、陶磁器くずの肥料製造化による処分の許可がないA社に処分を委託し、その廃石膏ボード処理物も野積みされた。
- 野積みされた場所からは、高濃度の硫化水素が発生していることが確認され、生活環境保全上支障が生ずるおそれがあることから、平成28年3月にA社及びB社、平成29年3月にC社に対して廃棄物を撤去するよう措置命令を発出した。
- しかし、命令が履行される見込みがなかったことから、山梨県は、当該廃棄物の残置による上記生活環境の保全上の支障のおそれの除去を行政代執行により実施すべく、基金の支援を受けた。

総事業費：747,875千円 支援対象事業費：628,040千円 支援額：439,628千円

直近の支援事案の概要2

【長野県事案(平成30年度～令和元年度実施事業)】

- 長野県立科町において、平成28年9月に産業廃棄物保管基準に違反している保管施設(貯留池)の堤が決壊し、多量の動物のふん尿が田畑、農業用水路、公衆用道路等に流出し、堆積したことにより、生活環境保全上の支障が生じている。
また、保管施設には多量の動物のふん尿が残置されているため、さらなる流出及び悪臭・害虫の発生など、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある。
- 県は、保管施設の土地所有者であり、当該ふん尿を運搬、搬入及びそれらの指示をした者(元畜産業者)を不法投棄行為者として、平成29年8月に措置命令を発出した。
- しかし、命令が履行される見込みがなかったことから、上記生活環境の保全上の支障のおそれを除去するため、県は、当該ふん尿の保管施設からの流出防止工事等を行う行政代執行を実施すべく、基金の支援を要請した。
- なお、本案件の代執行のうち流出防止工事の測量・設計は県費で行うため支援対象外であり、流出工事費にのみ基金の支援を受けた。

総事業費：82,972千円 支援対象事業費：73,310千円 支援額：51,317千円

基金による支援事業の実施例

不法投棄の状況



支障除去後



基金の収支残高

(単位:円)

年度	出えん金等(A)				対象事業費 (a)	基金取崩額(B) (a×支援割合 +事務費等)	基金残高		
	国	民間	利息 評価益・損	計			国	民間	計 (前年度基金残 高+A-B)
10	100,000,000	200,000,000	0	300,000,000	0	0	100,000,000	200,000,000	300,000,000
11	200,000,000	323,021,000	0	523,021,000	13,157,000	9,867,000	296,711,000	516,443,000	813,154,000
12	200,000,000	126,753,000	0	326,753,000	649,577,000	487,182,000	334,317,000	318,408,000	652,725,000
13	160,000,000	401,905,000	369,200	562,274,200	406,986,000	317,448,000	388,624,067	508,927,133	897,551,200
14	200,000,000	334,309,000	14,922	534,323,922	253,449,000	165,820,640	533,355,494	732,698,988	1,266,054,482
15	200,000,000	318,229,000	9,584	518,238,584	938,418,000	701,650,540	499,475,175	583,167,351	1,082,642,526
16	170,000,000	282,764,000	9,572	452,773,572	658,767,000	493,739,510	504,898,529	536,778,059	1,041,676,588
17	170,000,000	237,472,000	22,273	407,494,273	329,085,000	249,566,550	591,717,104	607,887,207	1,199,604,311
18	170,000,000	196,990,000	0	366,990,000	318,274,000	242,337,720	680,937,864	643,318,727	1,324,256,591
19	170,000,000	189,239,000	0	359,239,000	67,199,000	46,021,970	835,597,207	801,876,414	1,637,473,621
20	170,000,000	182,812,000	0	352,812,000	27,109,000	15,148,280	1,000,547,780	974,589,561	1,975,137,341
21	170,000,000	176,936,000	5,978,898	352,914,898	200,962,000	143,935,430	1,124,562,270	1,059,554,539	2,184,116,809
22	170,000,000	155,872,000	3,691,865	329,563,865	126,139,000	105,027,000	1,260,783,891	1,147,869,783	2,408,653,674
23	170,000,000	154,624,000	2,756,088	327,380,088	242,469,000	204,481,172	1,363,542,197	1,168,010,393	2,531,552,590
24	170,000,000	151,757,000	507,836	322,264,836	533,267,000	414,374,845	1,395,586,527	1,043,856,054	2,439,442,581
25	170,000,000	100,305,000	4,904,450	275,209,450	910,964,000	676,821,642	1,335,837,650	701,992,739	2,037,830,389
26	170,000,000	240,000	3,303,182	173,543,182	117,382,000	80,073,450	1,471,095,630	660,204,491	2,131,300,121
27	60,000,000	54,972,500	3,246,140	118,218,640	442,731,600	307,682,501	1,400,720,808	541,115,452	1,941,836,260
28	60,000,000	56,227,500	11,003,634	127,231,134	655,287,000	577,491,096	1,214,468,372	277,107,926	1,491,576,298
29	60,000,000	57,305,500	3,544,564	120,850,064	9,436,791	15,349,086	1,268,436,719	328,640,557	1,597,077,276
30	60,000,000	57,766,500	595,358	118,361,858	256,341,000	152,919,194	1,261,508,980	301,010,960	1,562,519,940
R1	60,000,000	58,719,500	582,944	119,302,444	701,351,000	332,066,284	1,176,952,025	172,804,075	1,349,756,100

※ 支援割合については、平成24年度までに支援決定された事案は対象事業費の4分の3、平成25年度以降に支援決定された事案は対象事業費の10分の7となっている。

1. 基金の概要
2. 基金の活用状況
- 3. 基金への出えん状況**

平成28年度以降の支援のあり方の見直しの基本的な考え方

- 支障除去等は、まずは行為者の責任で行わせることとし、行為者のみによっては支障除去等の実施が困難であり、排出事業者等に支障除去等の措置をとらせることが適当であるときは、行為者のみでなく、排出事業者等の責任も徹底して追及することが原則である。行為者等が支障除去等を行わない場合には、都道府県等が行政代執行を行い、代執行費用を行為者等に求償し、行為者等が費用負担することが原則である。
- このように行行為者や排出事業者等に対する責任追及を徹底的に行った上で、行為者や排出事業者等に支障除去等や費用負担をさせることができない部分について、費用負担のあり方をどうするかが課題であり、都道府県等だけに負担を求めるのではなく、基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当である。
- 国や都道府県等は、地域住民の安全や健康を保持するという立場から、費用負担について主体的な役割を担うことが適当である。
- 支障除去等が必要となるのは、排出事業者の責任において適正処理が行われるべきという処理原則が貫徹せず、全体の適正処理システムからはみ出した結果によるものであり、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行っている産業界としても一定の役割を積極的に担うことが妥当である。また、支障除去等の事業の実施に当たって地元関係者の理解を得る上でも、産業界による基金への協力が重要な役割を果たしている。

平成28年度以降の支援のあり方について

- これまでの議論を踏まえれば、平成28年度以降の支障除去等に対する支援のあり方の見直しに当たっては、これまでの方式あるいはその延長線上での基金の造成は難しく、新たな方式とすることが適当である。
- 具体的には、前述の費用負担の考え方を踏まえ、あり方懇談会において検討された各種の支援スキーム案を参考としつつ、以下の点を基本として、制度設計を行うことが適当である。
 - ・できるだけ不公平感の少ない方式とすること
 - ・一部の業種に集中して協力を求めるのではなく、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求める仕組みであること
 - ・基金への拠出について協力を求めるためのコストができるだけかからないこと
 - ・強制ではなく任意による協力とすること
- 環境省においては、早急に関係者と調整の上、平成28年度以降の支障除去等に関する支援のあり方について具体的な制度設計を行い、その結果を本検討会に報告されたい。また、新たな制度設計の内容を踏まえ、必要に応じて、基金の運営体制についても所要の見直しを行うことが適当である。

環境大臣からマニフェスト頒布団体等への協力依頼の内容

平成28年度以降の支援のあり方について

平成28年度以降の支援のあり方については、平成27年9月にとりまとめられた「支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」に示された考え方を基本として、産業界の理解と協力の下、以下のとおりとする。

1. 都道府県等が行う支障除去等に要する費用については、原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援を行うものとする。
2. 平成28年度以降の支援必要見込み額については、過去の特殊要因（硫酸ピッチや大規模事案）の影響を適切に割り引いた上で、これまでの支援実績を踏まえて、必要と見込まれる額を試算するものとする。
3. 今後の産業界の負担に関しては、社会貢献の観点から、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求めるとの考え方に立ち、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、マニフェストを頒布等している団体等（以下「マニフェスト頒布団体等」という。）に対して、平成27年度から必要な協力を求めることとする。
4. 各マニフェスト頒布団体等に対する基金への出えん要請額については、今後5年間における支援必要見込み額を基に、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の出えん要請額を算定するものとし、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。
5. 国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力に推進し、今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、5年ごとを目途に定期的に点検・評価を行うものとする。

このため、マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後5年間についてのものとし、その後の協力依頼については、定期的な点検・評価の結果を踏まえ、改めてマニフェスト頒布団体等と協議するものとする。

基金への出えん状況

(令和2年3月31日現在)

(単位:百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	造成額																
国の補助	100	200	200	160	200	200	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
産業界からの出えん	200	323	127	402	334	318	283	237	197	189	183	177	156	155	152	100	0.2
建設業界	140	280	-	280	240	224	196	168	140	135	130	126	110	110	110	70	-
(一社)日本経済団体連合会	42	1	87	82	58	63	53	43	35	33	31	30	28	26	24	19	0.2
産業廃棄物処理業界	18	42	40	40	36	28	32	24	20	19	19	18	16	16	16	10	-
日本医師会等	-	-	-	-	0.5	2.5	2.3	2.2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.3	1.3	-
年度計	300	523	327	562	534	518	453	407	367	359	353	347	326	325	322	270	170

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額
国の補助	60	60	60	60	60
産業界からの出えん	55	56	57	58	59
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	24	26	29	31	33
建設六団体副産物対策協議会(建設マニフェスト販売センター)	17	16	16	15	15
(公社)全国産業資源循環連合会	13	13	12	11	11
その他	1	1	1	1	1
年度計	115	116	117	118	119

※ 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

※ 産業界からの出えんについては、27年度に仕組みを見直しマニフェスト頒布団体等から協力を得ることとなった。

※ その他については、6団体からの出えんである。(株)コベックス、(株)日本シューター、(株)ワークス、(株)エビジョン、全国オイルリサイクル協同組合、(一社)日本施設園芸協会)